

臨時福祉給付金の誤支給

3月2日、臨時福祉給付金の支給対象に該当しない方への誤支給が発覚しました。誤支給は、10月から現在までに38件になる見込みです。

1 臨時福祉給付金の支給要件

この給付金は、平成26年4月の消費税の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対し、臨時福祉給付金を支給するもので、支給要件は次の2点となります。

- ・平成28年1月1日時点で杉並区に住民登録している方
- ・平成28年度の区市町村民税（均等割）が課税されていない方

ただし、本人が非課税であっても、課税されている方の扶養親族等や生活保護受給者等である方、また、支給決定の前に亡くなった方などは支給対象外となります。

2 誤支給の原因

杉並区は、臨時福祉給付金の支給対象者データの作成を民間事業者に業務委託しています。この受託事業者のデータ作成プログラムに誤りがあり、申請者に扶養親族がいるにも関わらず、その扶養親族等が杉並区外に在住している場合に、「扶養者なし」として、データが作られてしまいました。

3月2日午前10時、この誤りについて受託事業者から区に報告があり、誤支給の確認作業にあたっていますが、38件になる見込みです。

3 今後の対応

該当者を早急に特定し、誤支給について説明と謝罪をするとともに、36人に3000円、2人（障害・遺族基礎年金受給者向け併給者）に33000円の返金をお願いしていきます。

4 再発防止に向けて

受託事業者に対しては、システムの改修やプログラムの確認など、検証テストの徹底を改めて求めるとともに、区担当課でも検証テストの結果を確認するなど、事業者との連携を密にすることで、再発の防止に取り組んでいきます。

【問い合わせ先】

保健福祉部管理課臨時給付金担当：03-3312-2111 内線2042